

掛川市告示第55号

掛川市文化財保護条例（平成17年掛川市条例第174号）第18条第1項の規定により、掛川市有形文化財の指定をしたので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年4月10日

掛川市長 久保田 崇

1 指定する物件

- (1) 指定番号 第79号
- (2) 名称 岡田良一郎座像（附 木製台座）
- (3) 員数 1
- (4) 種別 有形文化財（彫刻）
- (5) 指定年月日 令和8年4月10日
- (6) 管理団体 公益社団法人大日本報徳社
- (7) 指定の理由 岡田良一郎は遠江国報徳社第2代社長として報徳運動を主導した人物である。

本像は、その門下生が恩義に報いるため東京美術学校に制作を依頼し、明治39年、自邸での贈呈式を経て献納されたブロンズ製着物姿の小像である。

像高約56cmの座像で、顔貌や髪、髭、和服の皺に至るまで写実的に造形され、西洋彫刻の写実表現を取り入れた近代彫刻としての特色を示す。

同時期に制作された平和観世音立像とともに東京美術学校における新しい彫刻表現を示す作例であり、良一郎晩年の姿を伝える貴重な歴史資料である。